

オンライン電子納品試行要領

1 趣旨

この要領は、電子納品の効率化、成果データの活用推進の取組の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、インターネット上で電子納品を行うオンライン電子納品の試行について必要な事項を定める。

2 対象

鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する電子納品対象の全ての土木工事及び測量等業務（測量、地質・土質調査、設計業務、用地調査）を対象として、受注者が希望する場合にオンライン電子納品を実施する。

3 適用

原則として、鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン（平成 24 年 3 月 29 日付第 201100197180 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく電子媒体による電子納品に替えて、オンライン電子納品を実施する。

この場合、紙資料による報告書は求めない。

4 電子成果品の作成

電子成果品は、国土交通省が定める最新の電子納品運用ガイドラインに準拠し作成する。

5 利用システム

オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営する以下のシステム（以下「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

システム名：My City Construction

URL：<https://mycityconstruction.jp>

6 実施手順

オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1)事前協議

受注者はオンライン電子納品の実施を希望する場合、発注者に事前に協議を行うこと。

(2)ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システム事務局に組織ユーザ作成申請の上、ユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、オンライン電子納品システムで電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 完了検査

完了検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することなどにより実施することを原則とする。なお、任意に作成される資料等による説明を妨げるものではない。

(6) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

7 データの取扱い

オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定とする。ただし、成果品に、3次元点群データ（LAS形式等）または3次元設計データ（XML形式）が含まれる場合は、そのデータのみ原則「公開」すること。

8 積算の取扱い

オンライン電子納品に要する費用は、共通仮設費、間接測量費、業務管理費、間接原価に含まれる。

9 アンケート調査

効果や課題を把握するため、受注者や監督員等を対象としたアンケート調査等に協力しなければならない。

附則

この試行要領は、令和6年6月12日から施行する。なお、施行日以前に契約した工事及び業務についても受注者が希望する場合はこの要領によりオンライン電子納品を実施することができる。